

調達要求番号：6NNK1AS0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号 1	
小型無人機妨害器材設置基盤整備 役務	作 成	令和8年5月21日	
	変 更		
	作成部隊等名	神 町 駐 屯 地 業 務 隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊神町駐屯地において設置する小型無人機妨害器材設置のための基盤整備役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）

b) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

c) 法令等

電波法（昭和25年法律第131号）

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律128号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防衛庁（事）第137号（4.3.31）〕

2 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、運営している業者の規定する仕様書及び社内規定並びに商慣習による。

3 役務に関する要求

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3.1 役務の内容

小型無人機妨害器材設置のための光接続機器収納箱2台の設置、光接続端子盤間の光ケーブルの架設、光接続機器収納箱への電源・光ケーブルの継ぎ込み、光接続機器収納箱に光接続盤・メディアコンバーター2台の設置及び警衛所光接続機器収納箱から警衛所内端末までの回線の引き込み

3.2 光接続端子盤間の光ケーブルの架設

駐屯地既存の電柱（新設含む。）及び建築物を使用し、1329メートル架設し、既存電線に影響をあたえないものとする。また、落雷の影響を受けないものとする。（ドローン対策用光ケーブル配線図参照）

3.3 光接続機器収納箱への電源・光ケーブルの継ぎ込み

細部設置位置及び継ぎ込み要領は現地調整とする。

3.4 光接続機器収納箱に光接続盤・メディアコンバーター2台の設置

細部設置位置は現地調整とする。

3.5 光ケーブルの性能等

3.5.1 対湿性

最高相対湿度95％に耐えるものとする。

3.5.2 対風圧性

60m/秒の瞬間最大風速に耐えるものとする。

3.5.3 耐熱耐寒性

-40～+45℃に耐えるものとする。

3.6 サプライチェーン・リスク対応に関する要求

IT利用装備品等のサプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.1.1による。

3.7 基盤整備役務期間

契約後、3ヶ月以内を基準とする。

4 品質保証

本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、官側の担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

また、設置基盤整備後の保証期間を2年間とし、故障及び不具合等発生した場合は本仕様書に基づき新たに契約することなく、契約業者による自主改修を実施する。（天然災害除く）

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、光接続機器収納箱配置図及び光ケーブルの架設図面とする。

5.2 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、契約の相手方自身で行うことができないものは、官側の支援を受けることが可能である。

- a) 車両の操作、移動など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- c) その他契約履行に必要な事項

5.3 情報保全

情報保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約業者名及び納入品の製造会社・製品名を不開示とし、納入物、提出書類などに所要の処置をする。

なお、細部要領などは、官側との調整による。

- b) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、立入り制限区域において作業（輸送その他この製品の内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、あらかじめ、作業従事者名簿（当該作業に従事する者の会社名及び氏名を一覧にした名簿いう。）を含む立入申請手続きについて、施設を管理する部隊と行わなければならない。
- c) 契約の相手方は、この契約の履行によって知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理する。この場合、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。
- 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などした情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

5.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

担当者

陸上自衛隊神町駐屯地業務隊司令職務室

安達 勇市

連絡先

陸上自衛隊神町駐屯地業務隊司令職務室

電話番号 0237-48-1151(内線5341)